議案第44号				
鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正	-部改正について			
次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定によ	について、地方自治法 (昭和	22年法律第67号)	第96条第1	項の規定によ
り、本議会の議決を求める。				
平成26年2月18日				
		鳥取県知事  平	#	争
鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例				
鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。	一部を次のように改正する。			
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	2、下線で示すように改正す	% ر		
改 正 後	<b></b>	担	<b>編</b>	

(施行期日) 1 略 (経過措置) 2 乳児 <u>4人</u> 以上が入所する保育所に <u>対する別表第4職員の配置の</u>	(施行期日)
略 発過措置) 乳児 <u>4人</u> 以上が入所する保育所に <u>対する別表第</u>	
圣過措置) 乳児 <u>4人</u> 以上が入所する保育所に <u>対する別表第</u>	1
乳児 <u>4人</u> 以上が入所する保育所に <u>対する別表第</u>	(経過措置)
	2 乳児6人以上が入所する保育所については、当該保育所に勤務
項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師	する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなして別表第4職
又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。	員の配置の項第2号の規定を適用する。
3・4 略	3・4 略
Krt III	
<u>玩</u>	
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	
所 則 この条例は、公布の日から施行する。	
所 則 この条例は、公布の日から施行する。	
が 則 この条例は、公布の日から施行する。	
この条例は、公布の日から施行する。	
この条例は、公布の日から施行する。	